

安全衛生 あれこれ

増田労働衛生コンサルタント事務所
所長 増田稔久

50

安衛法令の理解を深める

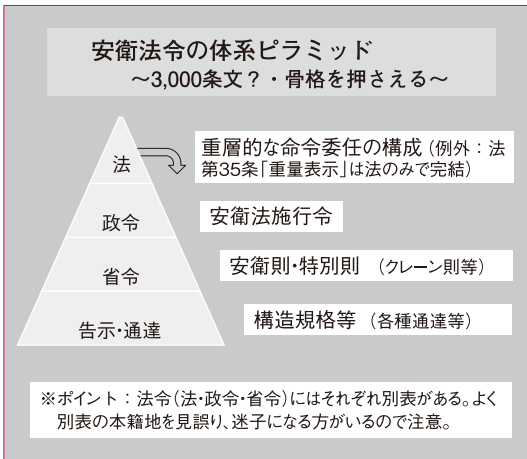
～新たに法令に係る方へ～

この4月から安衛法令関係では化学物質管理者の選任等が義務化され、労基法令関係では労働条件明示の改正と建設業等に猶予されていた時間外労働の上限規制が適用となることはご承知のとおりです。このように毎年多くの改正法令が施行される中、総務や安全衛生の担当者からは、内容の理解が大変との声を聞きます。そこで、新任の担当者向けに安衛法令の基本的な体系と改正時における情報入手のポイントを紹介することとします。

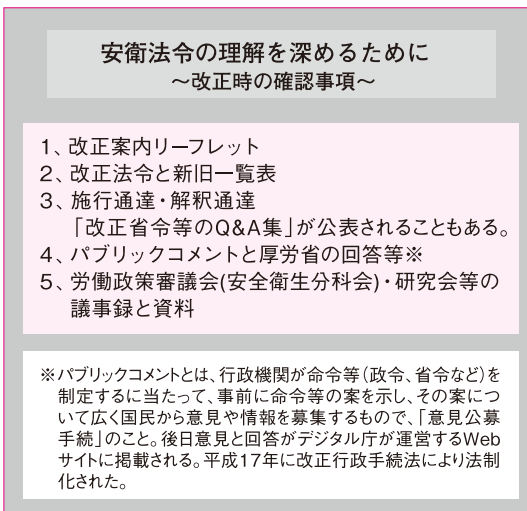
1、安衛法令

安衛法令は、別掲1のピラミッドのとおり安衛法（労働安全衛生法）、施行令、規則、告示から構成されています。それらは重層的な命令委任関係にあつて、法の曖昧さを施行令で補い、詳細な部分を規則・告示で示し、さらに通達で制定の背景や考え方を解説しています。以前、これらの安衛法令の条文の件数は3000件以上と聞きましたが、その後、改正が繰り返され枝番が追加されているので、今では4000件を超えているかもしれ

(別掲1)



(別掲2)



ません。一度数えてみませんか？

2、安衛法令の改正

次に安衛法令の改正に関する情報収集先です。監督署の窓口でリーフレットを入手したり、厚生労働省のWEBサイトから別掲2の資料を確認します。改正前ですとリーフレットが作成されていないので、労働政策審議会の安全衛生分科会、研究会等の議事録と添付された資料を参照することをお勧めします。議事録は改正の背景や内容が議論されており、添付資

料もリーフレット並みの分かり易さです。

また、パブリックコメントは政省令の改正案についての意見を求める手続きで、意見や回答の一覧表も内容の理解を深めることが出来ます。更に改正後は、法令、その新旧一覧表、通達を確認しますが、加えて「よくあるお問合せ」のコーナーに掲載されている「Q&A集」は見逃せません。疑問点に対する回答がズバリ記されていることもあります。例えば、化学物質管理に関して紹介すると「化学物質管理者の選任は、少量（年間1

00ml程度）の対象物質（エタノール、アンモニア等）を

理科の授業で取り扱う小中学校も対象か？」との質問に「適用あり（※詳細省略）」との回答でした。なお、Q&Aは更新されるので、ときどきご覧になることをお勧めします。それでは、4月の施行に向けてご一緒に勉強しましょう！

※本件のWEB検索先は「化学物質による労働災害防止のための新たな規制等に関するQ&A（令和5年12月5日更新）」です。